

2008年5月19日

企業会計基準委員会御中

JFEスチール(株)経理部
経理室長 白石裕治

棚卸資産の評価に関する会計基準(案)に対するコメント

1. 当社の基本的な見解

今回の改正は国際的なコンバージェンスを図る観点からのみ実施されるものと理解しており、わが国において長年認められてきた後入先出法を廃止するだけの十分な理論的根拠を有するものではないと考えます。

しかしながら、国際会計基準へのコンバージェンスという世界的な潮流にどうしても対応しなければならないということであれば、以下のご配慮を御願いたします。

2. 御願いたい事項について

(1) 適用時期、経過措置について

当社は後入先出法を採用しておりますが、これを他の評価方法に変更した場合、極めて多額の税負担が発生することが予想されます。

従って、会社にとって自主的な会計方針の変更でない変更により多額の税負担を強いられることに一定の御配慮を御願いたします。

具体的には、

- ①少なくとも5年程度の経過期間を設けること。
- ②経過期間中においては、多額の税負担の一時的発生を緩和させるため、例えば、製品種類や事業所ごとに順次、後入先出法を他の方法に変更することを認めること。
(監査上、5年間に於いて計画的に変更する場合は、合理的理由のあるものとして扱うこと)
- ③上記②以外で一時に棚卸資産全体について処理方法を変更する場合、経過期間中であればいずれの年度においても変更することができる、とすること。
(監査上、いずれの年度においても変更したとしても「税負担の観点から」という理由を合理的として扱うこと)

(2) 適用初年度の扱いについて (21-3、21-4について)

21-3の「特別損益にできる」とする場合の扱いと21-4の会計方針変更の注記額の扱いについて以下の様に扱うことを認める様、変更していただきたく御願いたします。

- ①会計方針変更の注記の額を適用初年度における特別損益の額とすることができる、さらに
- ②21-4の「計算例2」に認められている計算方法((注)の当期受入の平均単価を用いて影響額を計算する方法を含む)を適用初年度の特別損益の額として用いることができる、と変更すること(理由)

会計方針を変更するにはシステムの変更が不可避となります。さらに初年度において特別損益を計上する場合、計算例1ではさらに別のシステム開発を余儀なくされます。初年度のためにのみシステム開発費用の負担を企業に強いることは避けるべきであり、開発費負担を嫌って特別損益としない企業が現れることは会計基準の実効性を低下させることになると考えられます。

- ③なお、上記1-②の様に、段階的に会計処理を変更した場合も各々、初年度として扱うことができる旨を明記する様に御願いたします。

以上